いすみ市告示第152号

いすみ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年いすみ市条例第27号）に基づき令和７年度における人事行政の運営等の状況をここに公表する。

令和８年10月16日

いすみ市長　　小　路　正　和

いすみ市人事行政の運営等の状況の公表

いすみ市の人事行政における公正性、透明性を高めるため、「いすみ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和７年度における職員数、給与、勤務条件等の人事行政の状況について、次のとおり公表いたします。

１．職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用・退職者数について

採用者数	退職者数			
	定年退職	勧奨退職	普通退職等	計
8人 (7人)	0人	0人	13人 (1人)	13人 (1人)

(注)　1.令和７年度に採用及び退職した職員数です。
　　2.（　）内は再任用短時間勤務職員を外書き。

(2)部門別職員数の状況

区分／部門	職員数		対前年増減数
	令和６年度	令和７年度	
一般行政	280人	273人	△7人
教育委員会	37人	36人	△1人
公営企業会計	26人	17人	△9人
合計	343人	326人	△17人
	[415人]	[415人]	

(注)　1.職員数は一般職に属する職員数です。
　　2.[　]内は条例定数の合計です。

(3)年齢別職員構成数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 18	人 20	人 25	人 16	人 33	人 30	人 43	人 61	人 50	人 21	人 8	人 326

(注)　特別職、教育長は除く。

(4)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

いすみ市定員適正化計画は、３町の合併による効果を最大限に発揮し、簡素で効率的な行政体制の確立を目指し、平成18年10月に「第１次いすみ市定員適正化計画」（平成18年度～平成22年度）を策定しました。以降、第２次計画（平成23年度～平成27年度）、第３次計画（平成28年度～令和２年度）及び第４次計画（令和３年度～令和７年度）を策定し、継続した組織機構の見直しや新規採用の抑制をはじめとする各種行政改革の取り組みにより、合併後20年間で合わせて180名の職員数の削減を達成しました。

今後もあらゆる状況に的確に対応し、未来を見据えた行政運営と良質な市民サービスの提供を図ることを目的として、令和８年度から令和12年度までの５年間を新たに第５次計画期間として策定しました。

① 定員適正化計画の主な推進方策

- 公共施設の統廃合の推進
- 組織体制の見直し
- 適正な採用形態の確保
- 新しい技術を活用した事務の改善
- 民間活力の導入の推進

② 定員適正化目標（第５次計画）

計画期間		数値目標
始期	終期	
令和8年4月1日	令和13年3月31日	10人増加

③ 定員適正化計画の進捗状況（第１次、第２次、第３次、第４次計画）　（４月１日職員数）

年度／区分		H18	H19	H20	H21	H22		H23	H24	H25	H26	H27		H28	H29	H30	R元	R2
定員目標	第１次計画	506	503	491	475	456	第２次計画	436	430	424	405	395	第３次計画	380	367	359	358	351
取組結果		506	498	486	466	448		426	410	399	390	384		373	357	354	352	342
年度／区分		R3	R4	R5	R6	R7		R8	R9	R10	R11	R12						
定員目標	第４次計画	350	350	348	343	340	第５次計画	330	331	334	338	339						
取組結果		347	347	346	343	326		327										

２．職員の人事評価の状況

いすみ市では、平成26年度より能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図り、組織内の意識の共有化や業務改善へつなげるため、職員の人材育成を柱とした人事評価制度を導入しています。

対象職員	全職員	
評価期間	毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間	
評価項目	能力評価	職務遂行過程ににおける能力の状況
	業績評価	当初に定めた個人の目標に対する達成度の状況

３．職員の給与の状況

【１．総括】

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和７年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）令和６年度の人件費率
令和７年度	人 33,877	千円 24,005,286	千円 693,538	千円 3,651,841	15.2 %	15.3 %

(2)職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和８年度	327 人 （41）	千円 1,449,539	千円 205,040	千円 606,884	千円 2,261,463	千円 6,145

（注） 1.職員手当には退職手当を含まない。
2.給与費は令和８年度いすみ市当初予算に計上された額です。
3.（ ）内は短時間勤務職員を外書き。

(3)ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

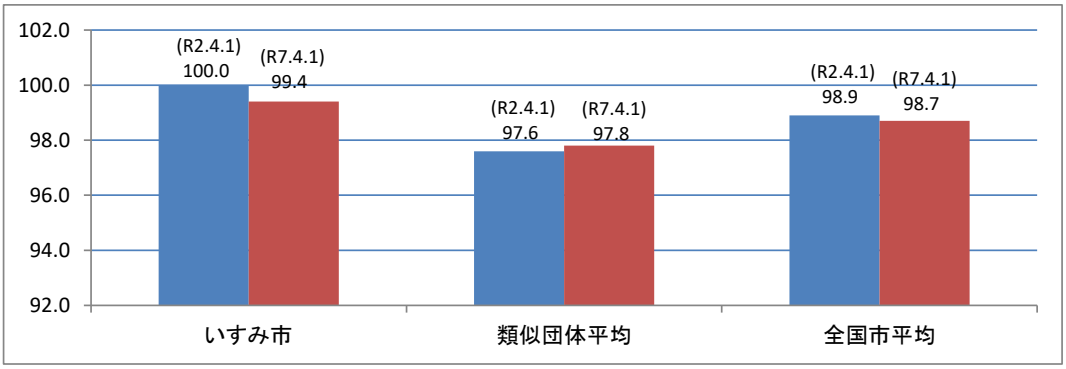

（注） 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

【２．職員の平均給与月額、初任給等の状況】

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44歳8ヶ月	356,912円	407,935円
技能労務職	55歳8ヶ月	274,350円	304,571円

（注） 1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(2)職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		初任給
一般行政職	大学卒	237,600円
	高校卒	206,700円
技能労務職	高校卒	211,500円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	310,400 円	331,900 円	374,200 円	401,200 円
	高校卒	262,400 円	300,000 円	339,400 円	378,700 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	305,700 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

（注） 各階層別の職員数が少ないことから５年毎の数値としています。

（経験年数10年欄は10～15年、15年欄は15～20年、20年欄は20～25年、25年欄は25～30年の職員の平均となっています。）

【３．一般行政職の級別職員数の状況】

令和8年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事	18人	8.5%
２級	主事	25人	11.7%
３級	主任主事	27人	12.7%
４級	主査	60人	28.2%
５級	班長	29人	13.6%
６級	課長補佐	30人	14.1%
７級	課長・主幹	24人	11.3%
８級	参事	0人	0.0%

（注） 1.いすみ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【４．職員の手当の状況】

(1)期末手当・勤勉手当

１人当たり平均支給額（令和７年度） 1,633 千円	
（令和８年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分
（ 1.425 ）月分	（ 1.025 ）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 ５%～15%	

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当 令和8年4月1日現在

（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 ２%～20%加算		
1人当たり平均支給額	8,922 千円	

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当

支給割合（令和７年度）	2 %
支給実績（令和７年度決算）	28,335 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	83,093 円

(4)時間外勤務手当

支給実績（令和７年度決算）	28,946 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	106,028 円

(5)特殊勤務手当 令和8年4月1日現在

区分			全職種	
支給実績（令和７年度決算）			267	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和７年度決算）			53,350	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度）			1.47	%
手当の種類（手当数）			4	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
行旅病人及び死亡人の取扱手当	福祉課職員	行旅病人救護	作業１件	300円
		行旅死亡人業務	作業１件	600円
防疫手当	健康高齢者支援課職員	感染症患者収容・消毒	日額	250円
	農林課職員	感染症菌家畜処理	日額	250円
清掃作業手当	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ職員	ごみ処理作業に従事	日額	250円
災害応急作業手当	派遣職員	他市町村での災害応急作業等	日額	1,080円

(6) その他の手当

手　当　名	内容及び支給単価（令和７年度）	支給実績（令和７年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
扶養手当	○配偶者　７級以下　3,000 円 ○子　11,500 円 ○特定扶養　16歳から22歳までの子　1人5,000円加算 ○父母等　７級以下　6,500 円 ８級　3,500 円	28,813千円	259,581円
住居手当	・借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る） 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	12,362千円	287,478円
通勤手当	・電車・ﾊﾞｽを利用する場合 定期券代1ヶ月当たり150,000円まで全額支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～38,700円を支給	22,361千円	75,545円
宿日直手当	・勤務1回につき4,700円	2,101千円	13,213円
管理職手当	・参事　60,000円 ・課長　38,800円 ・主幹　30,200円 ・課長補佐　24,000円	22,797千円	345,406円
管理職員特別勤務手当	・週休日、祝日、年末年始の休日等 8級・7級（課長、地域市民局長、事務局長）　8,000 円 7級（主幹及び主任指導主事）　7,000 円 6級　6,000 円 ・上記以外の日の午後10時から午前5時 8級・7級（課長、地域市民局長、事務局長）　4,000 円 7級（主幹及び主任指導主事）　3,500 円 6級　3,000 円	47千円	3,357円

【５．特別職等の報酬等の状況】

区分		給料月額等			
			（参考）類似団体における最高／最低額		
給料	市長	780,000 円	989,000円	／	384,500円
	副市長	630,000 円	816,000円	／	594,000円
	教育長	550,000 円	―	／	―
報酬	議長	413,000 円	580,000円	／	332,000円
	副議長	351,000 円	510,000円	／	295,000円
	議員	327,000 円	480,000円	／	270,000円
期末手当	市長 副市長 教育長	（令和８年度支給割合） 4.65　月分			
	議長 副議長 議員	（令和８年度支給割合） 4.65　月分			

退職手当	（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
市長	780,000円×在職月数×0.35	13,104,000円	任期毎
副市長	630,000円×在職月数×0.25	7,560,000円	任期毎
教育長	550,000円×在職月数×0.20	3,960,000円	任期毎

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月※教育長のみ３年＝３６月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

４．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の状況について

年度	開始時刻	終了時刻	休憩
令和８年度	8:30	17:15	12:00～13:00

②休暇について

区　　分	内　　容
年次有給休暇	・ １年に20日 ・ 消化できなかった場合は、最高20日を翌年に繰越できる
療養休暇	・ 負傷又は疾病のため療養の必要が認められるとき
特別休暇	・ 選挙等の公民権の行使のための休暇 ・ 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等による裁判所等への出頭のための休暇 ・ 骨髄提供及び末梢血幹細胞提供のための休暇 ・ ボランティア活動のための休暇 ・ 結婚休暇 ・ 不妊治療に係る通院等のための休暇 ・ 女性職員の生理休暇 ・ 妊娠中のつわり等に伴う障害により勤務することが困難なときの休暇 ・ 妊娠中又は出産後１年以内の保健指導又は健康診査のための休暇 ・ 女性職員の保健所、市町村及び病院等の主催する母親学級への参加のための休暇 ・ 交通機関の混雑に対する妊娠中職員の健康保持のために必要な時間 ・ 妊娠中職員の母体及び胎児の健康保持のための時間 ・ 職員の出産休暇（産前産後休暇） ・ 生後1年6ヶ月に達していない子の育児のための時間 ・ 職員の妻の出産休暇 ・ 職員の妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のための休暇 ・ ９歳までの子の看護、教育若しくは保育に係る行事への参加のための休暇 ・ 短期介護休暇 ・ 忌引休暇 ・ 職員の父母、配偶者及び子の祭日休暇 ・ 夏季休暇 ・ 勤続期間25年に達した職員の心身の活力の維持及び増進のための休暇 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する交通の制限又は遮断による休暇 ・ 天災等により交通が遮断され、出勤することが著しく困難な場合の休暇 ・ 災害時における通勤途中の危険を回避するための休暇 ・ 天災等による住居の滅失及び破壊に対する復旧作業のための休暇
介護休暇	・ 配偶者、２親等以内の親族で、負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための無給休暇
組合休暇	・ 職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給休暇

５．職員の休業に関する状況

区　分	容	取得状況（令和７年度）	
		男性職員	女性職員
育児休業	・ ３歳に満たない子	1人	3人
	・ 休業期間については、無給	0人	7人
部分休業	・ 小学校就学の始期までの子	0人	4人
	・ 部分休業の時間数により給料額を減額	0人	11人
育児短時間	・ 小学校就学の始期までの子	0人	0人
	・ 勤務時間数に応じた給料額	0人	0人

取得状況欄の上段は令和７年度に新たに取得した者、下段は令和６年度以前から引き続き取得している者の数です。

６．職員の分限及び懲戒の状況

①職員の分限処分の状況について　（令和７年度）

降任	免職	休職	降級
－	－	17人	－

（注）　同一の者が複数回にわたり処分に付された場合は、
その数を重複して計上しています。

②分限休職により休職していた者の数
（令和７年度）

実休職者数
5人

③職員の懲戒処分の状況について　（令和７年度）

戒告	減給	停職	免職
1人	1人	－	－

７．職員の服務の状況

年次休暇の状況について（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

平均使用日数	消化率
11.2日	28.7%

８．職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、定年退職等で退職し企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけの禁止等が規定されました。これに伴い、いすみ市では再就職状況の届出等を定めた「いすみ市職員の退職管理に関する条例」を制定し、退職管理の一層の適正化を図っています。

	対象者	条例に基づく届出者数
届出状況	令和７年度退職者 13人	0人

９．職員の研修の状況

住民ニーズの多様化や地方分権の推進、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、階層別研修（新任研修、初級研修、中級研修、監督者研修）、専門実務別研修等に職員を派遣し、人材育成を推進しながら適正な組織体制の構築を図っています。

①千葉県自治研修センターで実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
財務事務基礎研修	財務事務担当職員	1人
法制執務（基礎）研修	法制執務担当職員	1人
徴収事務研修	徴収事務担当職員	1人
個人住民税研修	税務事務担当職員	4人

②夷隅郡市広域市町村圏事務組合で実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
市町職員「新任」共同研修	新規採用職員	9人
市町職員「初級」共同研修	勤務歴５年程度の職員	10人
市町職員「中級」共同研修	勤務歴10年程度の職員	3人
市町職員「監督者」共同研修	主査及び相当職の職員	4人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

〇福利厚生制度等の概要

(1)市町村職員共済組合

共済制度は、地方公務員法第43条に基づく地方公務員等共済組合法によって定められ、具体的には、千葉県市町村職員共済組合において、以下の事業を中心に運用、実施しています。

・短期給付（職員とその扶養家族の負傷、疾病、出産、死亡等）
・長期給付（退職共済年金、障害一時金等）
・福祉事業（健康増進事業、貸付事業等）

(2)互助会

地方公務員法第42条に基づき、職員の福利厚生を目的とした「いすみ市職員互助会」を平成17年12月に設置し、また、千葉県内の市町村等で構成されている「千葉県市町村職員互助会」にも加入しています。
その事業内容等は次のとおりです。

１．いすみ市職員互助会

会員により運営されており、事業費の原資は、会員の掛金です。

〇事業内容

・病気見舞金　・死亡弔慰金　・災害見舞金　・退職記念金　・永年勤続祝金　・結婚祝金
・出生祝金　・インフルエンザ・コロナ予防接種助成金　・人間ドック助成金

２．千葉県市町村職員互助会

千葉県内の市町村等職員により構成されており、事業費原資は会員の掛金と公費支出（負担金）で賄われています。なお、公費支出額は、417千円（令和７年度決算額）です。

〇事業内容（令和７年度実績）

給付区分	件数	給付額	給付区分	件数	給付額
出産費助成金	4件	80,000円	入学祝金	23件	140,000円
長期療養者助成金	1件	14,000円	就職祝金	－	
弔慰金	－	－	老人看護助成金	－	－
家族弔慰金	－	－	介護休暇助成金	－	－
退会せん別金	19件	522,000円	遺児育英金	－	
災害給付金	－	－	育児休暇助成金	5件	374,700円
永年勤続者祝金	3件	30,000円			

※上記のほか、永年勤続者宿泊補助券、保養所等助成金があるが、市町村別集計がないため件数等は記載していません。

(3)公務災害補償

公務災害補償制度は、地方公務員法第45条に基づく地方公務員災害補償法によって定められ、職員が公務上の災害（負傷、疾病・障害等）又は通勤による災害を受けた場合、その生じた損害の補償と被災職員の社会復帰に必要な事業を行っています。

〇公務災害認定者数　７人　（うち通勤災害　２人）

(4)その他

職員の健康確保を図るため、定期健康診査を実施し、健康障害や疾病の早期発見に努めています。

〇定期健康診査受診者数　238人

11. 公平委員会に係る業務の状況

令和７年度

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	０件
(2) 不利益処分についての審査請求の状況	０件

12. 公益通報（内部通報）の状況について

令和７年度

通報件数	うち受理件数	うち不受理件数
１件	１件	０件